本校では県の非常変災時における対応方針に従い、次のとおり登下校要領を定めておりますのでご確認ください。なお、想定外の事態の際には、お子様の安全を第一に考えて対応していただきますようお願いします。

## 特別警報・警報発表時の対応について

高山市もしくは居住されている市町村および通学経路に特別警報・警報が発表された場合(特別警報、暴風警報に加え、大雨警報、洪水警報、大雪警報などすべての警報が対象です。)

- Ⅰ 登校に関して<スクーリング・テスト・学校行事・個別面接の場合>
  - (1)午前6時までに特別警報、警報が解除された場合
    - ⇒ 平常どおりのスクーリング等を行う
  - (2)午前11時までに特別警報、警報が解除された場合
    - ⇒ 解除後2時間を過ぎてからスクーリング等を行う
  - (3) 午前 | | 時以降に特別警報、警報が解除された場合
    - ⇒ その日の授業等は中止する
- ※(I)や(2)の場合でも、次に該当する生徒は登校しない。その場合は可能な限り学校 に連絡を入れてください。
- ・通学経路において登校に危険が予想されるとき
- ・利用する交通機関が全面的に停止、あるいは授業に間に合う交通手段を確保できない とき
- ・自宅の被害が著しいとき 等

#### 2 下校に関して

- (1)警報発表中及び警報発表が予想される場合は、原則として学校待機とする。ただし、突発型災害(ゲリラ豪雨など)や特別警報以外の進行型災害(大雪や台風など)で、交通機関、道路状況等、安全に帰宅できると判断した場合は、警報発表中でも帰宅させる場合がある。
- (2)警報解除後、交通機関、道路及び生徒の居住地等の安全を確認したら帰宅させる。
- (3) 帰宅したら速やかに担任に連絡を入れる。
- ※学校待機、下校開始時には「すぐーる」で連絡します。

### 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機を原則とする。

### Ⅰ 登校に関して

- (I)登校途中に発生した場合は、直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まって から自宅または学校、指定避難所等で最も近くの安全な場所に移動し待機する。
- (2) 休校及び授業開始等については、公共交通機関の運行・学校周辺・通学路上等 安全及び生徒の居住地域等の安全を確認して決定する。

### 2 下校に関して

- (1) 在校時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校待機を原則とする。
- (2) 生徒の居住地等の安全及び通学経路・交通機関・道路の安全を確認できしだい 帰宅させる。
- (3) 生徒は、帰宅したら速やかに担任に連絡を入れる。
- ※学校待機、下校開始時には「すぐーる」で連絡します。

# 緊急連絡先

岐阜県立飛騨高山高等学校 通信制課程 電話&FAX 0577-32-6013